

判決年月日	平成 2 4 年 1 1 月 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成23年（行ケ）10235号		
○特許無効審判請求に係る審決取消訴訟において、本件発明の課題を「高い量子効率で燐光発光できる発光デバイスの発光層に使用するための組成物の提供」と認定した上で、本件明細書の発明の詳細な説明には当該課題を解決できると当業者が認識することができるように記載されていないとした本件審決について、本件発明の課題を「有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ること」と認定した上で、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により当業者が当該課題を解決できると認識できると判断して、これを取り消した事例			

(関連条文) 平成14年法律第24号による改正前の特許法36条6項1号

原告らは、「有機LED用燐光性ドーパントとしての式L2MXの錯体」という名称の本件発明について本件特許を得ていたが、被告は、当該特許に対して無効審判請求をした。

特許庁は、本件発明が解決すべき課題を、「高い量子効率で燐光発光できる発光デバイスの発光層に使用するための組成物の提供」、具体的には、「「BTIr」以外の「L₂IrX」なる式で表される化合物を使用して発光デバイスを構成した場合に、従来技術で達成された「8%」と同等以上の高い量子効率を得ること」と認定した上で、本件明細書の発明の詳細な説明には、特定のイリジウム錯体である「BTIr」が12%の量子効率を実現したことが記載されているものの、それ以外の「L₂IrX」という式で表されるイリジウム錯体が8%と同等以上の量子効率を得た旨の記載がないから、当該課題を解決できると当業者が認識することができるように記載されていないと判断して、本件特許がいわゆるサポート要件に違反して無効であるとした(本件審決)。

そこで、本件審決を不服とする原告らは、その取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本判決は、次のように判示して、本件審決を取り消した。

本件出願日当時における技術水準は、理論上、燐光を発する有機金属化合物を発光材料として発光層に使用することにより、有機発光デバイスの発光効率を改善することができるにもかかわらず、極めて多数にわたる有機金属化合物のうち当該発光材料として発光層に使用できるものがごく限られた特定のものしか知られていないというものであり、これらの有機金属化合物のうちの1例を除いてごく低いEL効率を示すにとどまっていた以上、当該1例が8%というEL効率を示していたとしても、有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ることは、本件出願日当時において、それ自体、解決すべき技術的課題として成立し得るものであったと認められる。

そして、本件明細書には、本件発明の課題が必ずしも明確に記載されていないが、本件明細書は、上記技術水準を前提として、本件発明について、有機発光デバイスの発光層と

して用いることができる組成物であって、本件出願日当時に知られていた有機金属化合物とは異なるものとして説明しているものであるから、本件発明の課題は、「有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発する新たな有機金属化合物を得ること」であると認めるのが相当である。

本件明細書の発明の詳細な説明には、本件出願日前に燐光を発することが知られていなかった特定の有機イリジウム錯体が、その製造方法及び本件発明の他の構成とともに具体的に記載されているばかりか、当該有機イリジウム錯体を有機発光デバイスの発光層に使用した場合に燐光を発することが、その作用機序とともに具体的に記載されているといえる。

したがって、本件発明として特許請求の範囲に記載された発明は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が本件発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるというべきであって、本件発明の特許請求の範囲の記載は、平成14年法律第24号による改正前の特許法36条6項1号にいう「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものである」ということができる。